

大分県介護サービス事業所 I C T 導入支援事業実施要領

1 目 的

この事業は、介護サービス事業者が I C T を導入する経費の一部を助成することにより、I C T の使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、I C T の普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

2 定義

- (1) この要領において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。）に基づく全サービスの事業を言う。
- (2) この要領において、「介護サービス事業者」とは、大分県内において介護サービス事業を行う者を言う。
- (3) この要領において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要介護者に対する介護を行う者を言う。
- (4) この要領において、「I C T」とは、別紙1に掲げる介護ソフト、タブレット端末及びネットワーク機器等とする。

3 実施主体

この事業の実施主体は、介護サービス事業者とする。

4 事業内容

- (1) 介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために I C T を導入する介護サービス事業者で大分県介護サービス事業所 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱による補助を希望する者は、「介護サービス事業所 I C T 導入計画」（別紙 様式1）を策定し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。
県は、「介護サービス事業所 I C T 導入計画」を審査し適切と認める場合は、大分県介護サービス事業所 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出を指導するものとする。
- (2) この事業により I C T を導入する県内の介護サービス事業者は、県内の介護サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。）で原則として3年以上当該 I C T を使用するものとする。
- (3) 県は、必要な場合は、介護サービス事業者における I C T の使用状況について、「介護サービス事業所 I C T 使用状況報告書」（別紙様式2）による報告を求めることができる。
- (4) この事業において I C T 導入等を行った介護サービス事業者については、導入年度及び導入翌年度に、厚生労働省に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知する。また、I C T 導入に関して他事業者からの照会等に応じる。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はない。

5 適用期日

この要領は、令和元年10月15日から適用する。

この要領は、令和2年7月2日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別紙 1

1. 補助対象 I C T

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様や LIFE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、I C T 導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など

- ※1 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど I C T 技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、2. の要件を満たしていることが前提となる。
- ※2 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- ※3 運用に必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象としない）

2. 補助要件等

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。
また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和 2 年度においては、当該年度中に上記標準仕様準じたものに対応することで差し支えないものとする。なお、上記標準仕様は令和 2 年 3 月 26 日に改訂版が発出されている。
- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。
ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストー

ルのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」（令和3年1月）を参考にすること。

- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- (6) 本事業によりICTを導入した事業所においては、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ））による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (7) 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」（厚生労働省老健局振興課・平成28年度）を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。
- (8) 本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が基準額の基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。
- (9) 補助上限額の表の職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。
- (10) 補助上限額の表の職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

別紙様式 1

介護サービス事業所 I C T 導入計画

令和 年 月 日

報告担当者職・氏名 _____

報告担当者連絡先 _____

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
導入する I C T 名		職員数 (※注)
		名
購入・リース・レンタルの別	リース・レンタルの場合の契約 (予定) 期間 (原則として 3 年以上)	
	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
購入・リース・レンタルに要する経費の内訳		
【 I C T を導入する意義・目的】		
【 I C T 導入により期待される効果】		

要件 1、2 のいずれかを満たす場合は記載してください。 ※内容を審査の上、要件を満たすと認められる場合は補助率 3 / 4	
要件 1 LIFE にデータを提供している又は提供を予定している。	※該当する場合は○を記入
要件 2 同一事業所内に加え、異なる事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連係を行っている又は行うことを予定している。	※該当する場合は○を記入
データ連係の内容	
連携先	
連携方法	

※注 職員数は、実施要領別紙 1 の 2 (9) (10) にいう職員数

介護サービス事業所 I C T 使用状況報告書

令和 年 月 日

報告担当者職・氏名 _____

報告担当者連絡先 _____

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
I C T 名		I C T 導入時期
		令和 年 月 日
<p>【 I C T の使用状況（使用する業務・使用頻度等） 】</p> <p>※日々の活用状況等、具体的に記載すること。</p>		
<p>【 I C T の導入効果（導入による業務改善状況等） 】</p> <p>※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、具体的に記載すること。</p>		
<p>【 I C T の不都合な点 】</p>		